第 8-127 号

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

１．競争入札に付する事項

（１） 調達案件名

複合機（3 台）の購入及び保守契約

（２） 調達内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（３） 納品期限

令和 8 年 12 月 28 日（月）までに

（４） 保守契約期間

納入日～令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

２．競争に参加できるものの資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者

（２） 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格）の九州･沖縄地域において「物品の販売」及び「役務の提供」の「B」、「C」、「D」の等級に格付けされる者とする。

（３） 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

（４） 経営状態が著しく不健全であると認められない者

（５） 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

（６） 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者

（７） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）

（８） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

（９） 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

３．入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

（１）入札説明書の交付

日時　令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）9:00～17:00

（ただし土日祝日は除く。）

場所　①沖縄労働局総務部総務課　会計第 1 係

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎 1 号館 4 階）

②沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領

書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）入札を希望する者は、令和８年 11 月 16 日（月）17：00 までに入札説明書・仕様書の交付を受け、入札説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記４（１）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係に提出すること。

４．入札

（１） 本案件は電子入札で行う。なお、電子入札により入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

（２） 入札日時及び場所

日時　令和８年 11 月 17 日（火）12：00 まで

場所　紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第１係へ提出

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第２地方合同庁舎１号館４階）

５.開札

日時　令和８年 11 月 17 日（火）14：00

場所　沖縄労働局　相談室２

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第２地方合同庁舎１号館３階）

６.その他

（１） 入札保証金及び契約保証金　免除

（２） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（３） 入札の無効

上記２の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４） 入札者の記載金額について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５） 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（６）手続きにおける交渉の有無　　無

（７）契約書の作成の有無　　有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

（８）積算内訳書の作成の有無　　有

（９）詳細は入札説明書・仕様書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎１号館４階

沖縄労働局総務部　総務課　会計第１係　担当　大城

電話（098）868－4003

以上公告する。

令和８年 11 月２日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　松原　大

入 札 説 明 書

複合機（3 台）の購入及び保守契約の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　松原　大

２．競争入札に付する事項

（１）調達案件名

複合機（3 台）の購入及び保守契約

（２）履行場所

仕様書のとおり

（３）納品期限

令和 8 年 12 月 28 日（月）までに

（４）保守契約期間

納入日～令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

３．競争に参加できるものの資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者

（２） 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格）の九州･沖縄地域において「物品の販売」及び「役務の提供」の「B」、「C」、「D」の等級に格付けされる者とする。

（３） 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

（４） 経営状態が著しく不健全であると認められない者

（５） 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

（６） 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者

（７） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）

（８） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

（９） 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

４．入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

（１）日時　令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（火）9:00～17：00 までの間で随時説明を行う。（ただし土日祝は除く。）

場所　①沖縄労働局総務部総務課　会計第１係

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
②沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。
※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）入札を希望する者は、令和 8 年 11 月 16 日（月）17：00 までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記５（１）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」も沖縄労働局総務部総務課会計第１係へ提出すること。

５．入札
（１）本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
（２） 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙７により、また、紙入札による場合は、別紙８により沖縄労働局総務課会計一係に提出すること。
（３）この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（**別紙２、別紙２－２**）を提出しなければならない。
（４）入札日時及び場所
日時　令和 8 年 11 月 17 日（火）12：00 まで
場所　紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係へ提出
（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）

６．開札
（１）開札日時及び場所
日時　令和 8 年 11 月 17 日（火）14：00
場所　沖縄労働局　相談室 2
（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階）
（２）電子調達システムによる入札の場合
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
（３）紙による入札の場合
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
（４）再入札の取扱
開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やかに行うこととする。
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

７．その他
（１）入札保証金及び契約保証金　免除
（２）契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
（３）入札の無効
上記３の競争参加資格のない者のした入札、**5**（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。
（４） 入札の方法について
入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をも

って落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５） 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（６）手続きにおける交渉の有無　　無

（７）契約書の作成の有無　　有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

（８）積算内訳書の作成の有無　　有

（９）入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係　担当　大城
電話（098）868－4003

別紙１

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

１．件　名　：複合機（3 台）の購入及び保守契約

２．競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

⑴ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。　**はい・いいえ**

⑵ 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格）における等級
九州・沖縄地域「物品の販売」及び「役務の提供」　「　　」等級

⑶商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。　**はい・いいえ**

⑷経営状態が著しく不健全であると認められない者。　**はい・いいえ**

⑸ 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。　**はい・いいえ**

⑹ 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者　**はい・いいえ**

⑺ 障害者の雇用の促進等に関する法律に（昭和 35 年法律第 123 号）基づく障害者雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
（常用労働者数 37.5 人未満の企業は対象外）　はい・いいえ・対象外

⑻高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。　**はい・いいえ**

⑼「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外）　**はい・いいえ･対象外**
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外）　**はい・いいえ･対象外**

＊事業所の常用労働者の人数　常用労働者数（　　）人

３．厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）の内容について誓約いたします。
この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（１）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（２）過去１年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
（３）契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
（４）上記（1）～（３）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

別紙２

誓　約　書

□ 私
□ 当社
は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1.　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2．契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別紙２－２

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

別紙３

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和　　年　　月　　日

住　所
名　称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

別紙４

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

（電子入札で参加できない理由を記載して下さい）

記

件　名　複合機（3 台）の購入及び保守契約

令和　　年　　月　　日

参加者　　住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　殿

別紙４－２

３．紙入札業者情報

※(1）～（13）まで、空欄の無いよう記入すること。

（１）法人番号	
（２）企業名称	
（３）住所・郵便番号	〒
（４）代表者氏名	
（５）代表者役職	
（６）代表電話番号	
（７）代表 FAX 番号	
（８）担当者所属名称	
（９）担当者氏名	
(10）担当者所属住所等	〒
(11）担当者電話番号	
(12）担当者 FAX 番号	
(13）担当者メールアドレス	

別紙５

入　札　書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件　　名	複合機（3 台）の購入及び保守契約								

上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。

令和　　年　　月　　日

入札者　　住　所
商　号
氏　名
（代理人氏名）

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

別紙5-2

入札金額内訳書①（沖縄労働局　労働保険徴収室）

件名：複合機（3台）の購入及び保守契約

1.　複合機購入に係る金額（税抜）

（1）複合機機器代金　　予定機種名：

							円	・・①

（2）設置及び設定費用

							円	・・②

（3）小計（①＋②）

							円	・・③

2.　複合機保守料金（税抜）

（1）保守単価

	プリント数			単価	
モノクロ		～	カウント／月		円
※使用見込枚数 2,498枚／月		～	カウント／月		円
		～	カウント／月		円

（2）上記（1）の単価に基づく 1ヶ月の保守料金　⇒　　円　・・④

3.　仕様内容詳細①に係る合計金額（税抜）

							円	※③＋④の金額

令和　　年　　月　　日

入札者　住所

氏名

別紙5-3

入札金額内訳書②（那覇公共職業安定所　職業相談第二部門）

件名：複合機（3台）の購入及び保守契約

1.　複合機購入に係る金額（税抜）

（1）複合機機器代金　　予定機種名：

							円	・・①

（2）設置及び設定費用

							円	・・②

（3）小計（①＋②）

							円	・・③

2.　複合機保守料金（税抜）

（1）保守単価

	プリント数			単価	
モノクロ		～	カウント／月		円
※使用見込枚数 4,213枚／月		～	カウント／月		円
		～	カウント／月		円

（2）上記（1）の単価に基づく 1ヶ月の保守料金　⇒　　円　・・④

3.　仕様内容詳細①に係る合計金額（税抜）

							円	※③＋④の金額

令和　　年　　月　　日

入札者　住所

氏名

別紙5-4

入札金額内訳書③（那覇労働基準監督署）

件名：複合機（3台）の購入及び保守契約

1. 複合機購入に係る金額（税抜）

（1）複合機機器代金　　予定機種名：

							円	・・①

（2）設置及び設定費用

							円	・・②

（3）小計（①＋②）

							円	・・③

2. 複合機保守料金（税抜）

（1）保守単価

	プリント数				単価	
モノクロ		～		カウント／月		円
※使用見込枚数		～		カウント／月		円
3,305枚／月		～		カウント／月		円
	プリント数				単価	
カラーコピー		～		カウント／月		円
※使用見込枚数		～		カウント／月		円
273枚／月		～		カウント／月		円
	プリント数				単価	
カラープリント		～		カウント／月		円
※使用見込枚数		～		カウント／月		円
111枚／月		～		カウント／月		円

（2）上記（1）の単価に基づく
1ヶ月の保守料金　⇒　　円　・・④

3. 仕様内容詳細①に係る合計金額（税抜）

							円	※③＋④の金額

令和　　年　　月　　日

入札者　住所
氏名

別紙６

委　任　状

私は、　　を代理人と定め、下記の事項の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

１．件　　名　複合機（3 台）の購入及び保守契約

２．代理人使用印　（　　）

令和　　年　　月　　日

委任者　　住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　殿

別紙７

電子調達システムによる場合の提出書類（別案件で提出済であっても再度提出を要す）

令和８年 11 月 16 日（月）17：00 まで

１．一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙１）
２．誓約書（別紙２，２－２）
３．令和７・８・９年度一般競争参加資格の種類「物品の販売」及び「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
４．保険料納付に係る申立書（別紙３）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去２年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（２保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
５．障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
６．高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
７．一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記１から７までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付し提出する。

令和８年 11 月 17 日（火）12：00 まで

８．入札金額内訳書（別紙５－２～５－５）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付する。

別紙８

紙入札による場合の提出書類・手続

令和８年 11 月 16 日（月）17：00 まで

１．一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙１）
２．誓約書（別紙２，２－２）
３．令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「物品の販売」及び「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
４．保険料納付に係る申立書（別紙３）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
　＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去２年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
５．障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
６．高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
７．一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
８．紙入札参加願（別紙４、別紙４－２）

令和８年 11 月 17 日（火） 12:00 まで

９．入札書（別紙５）
10．入札金額内訳書（別紙５－２～５－５）
11．委任状（別紙６）（代理人入札の場合）

※９．10．11 は封筒に入れて提出

令和８年 11 月 17 日（火） 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。
再入札については、入札説明書の６．開札（４）のとおりとする。
＊入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。
封筒の糊付け位置には必ず**「割印」**を押印すること。

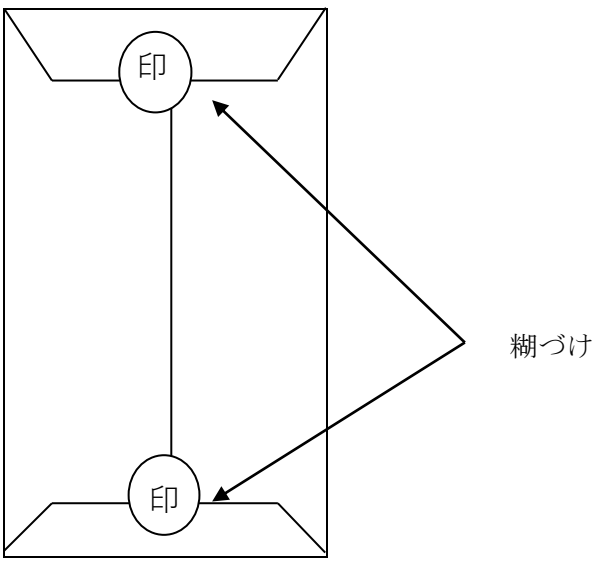
封筒の表

件名

「複合機（3 台）の購入及び保守契約」

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

封筒裏（糊づけ）



入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

（入札心得）

１．　入札は、原則として本人が行なうこと。

２．　入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。

３．　代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

４．　入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。

５．　入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること

６．　入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

（入札の無効）

１．　競争に参加資格を有しない者が行った入札。

２．　委任状を持参しない代理人が行った入札。

３．　入札書の表記金額を訂正した入札。

４．　入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。

５．　入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。

６．　入札条件に違反した入札。

７．　談合その他不正の行為があった入札。

別添

入札関係書類受領書
【メール送信票】

沖縄労働局　総務部　総務課　会計第一係　大城

（メールアドレス：ooshiro-taishi.pn6@mhlw.go.jp）

入札件名	複合機（3台）の購入及び保守契約	
参加入札方式 （いづれかに〇）	電子入札	紙入札
受領日 （ダウンロード日）		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※　入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※　本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。



利用開始方法

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html

政府電子調達（GEPS）を利用するには、「初めてご利用になる方へ」（上記URL）をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1　全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務（全省庁統一資格）」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札に参加できるようになります。
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2　電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。（詳細は各認証局へお問い合わせください。）
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。（取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。）
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。
（一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。）

STEP3　環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録
調達ポータルに利用者を登録します。
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者（代表取締役社長等）の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。
https://www.p-portal.go.jp/faq

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ
ナビダイヤル　0570-000-683
ＩＰ電話等　03-4332-7803
受付時間:平日 9時00分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ（全省庁統一資格事務処理センター）
ＩＰ電話等　03-5511-1155
受付時間:平日 9時30分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達（GEPS）

便利でお得　調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは調達ポータルに統合され、さらに便利になりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル　検索



本システムについて

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。
なお、以下の業務は対象外です。

●物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。
内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

印鑑が不要※

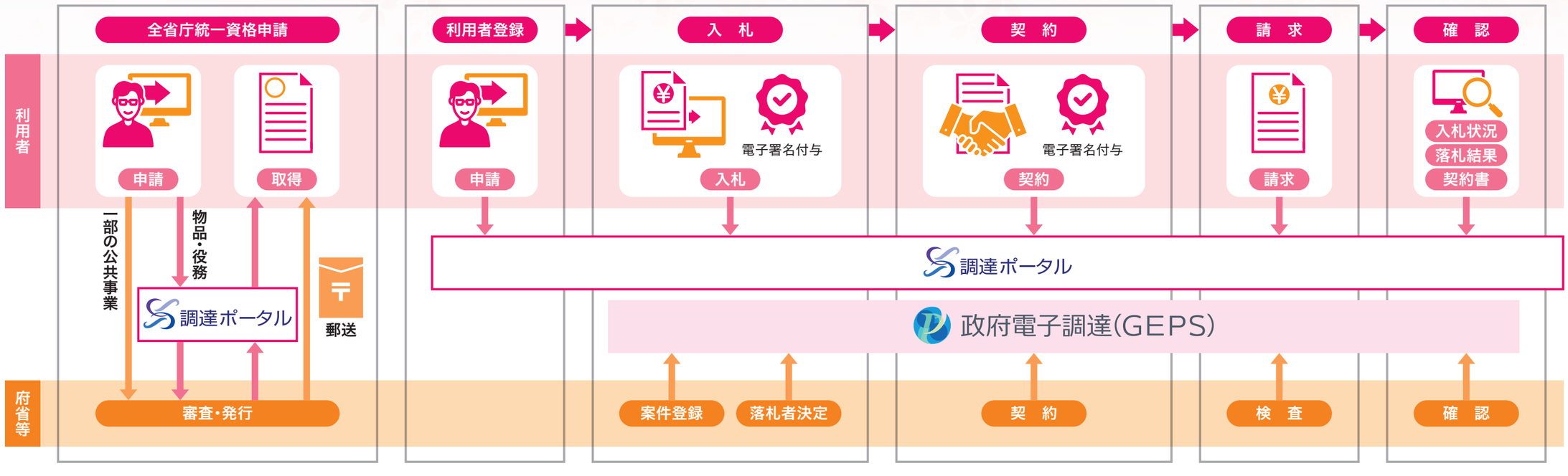
電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。
なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。
ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



仕　様　書

１．件名

複合機（3 台）の購入及び保守契約

２．納入先及び担当者

（１）　沖縄労働局　労働保険徴収室　3 階

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 3 階）

担当：伊佐　TEL:098-868-4038

（２）　那覇公共職業安定所　職業相談第二部門

（那覇市おもろまち 1-3-25　沖縄職業総合庁舎 4 階）

担当：庶務課　砂川　TEL：　098-866-8609（51＃）

（３）　那覇労働基準監督署

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 2 階）

担当：知名　TEL：098-988-6711

３．納入期限

令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

４．調達物品の仕様内容

（１）仕様内容詳細

別紙「仕様内容詳細①～②」のとおり。

（２）仕様内容共通事項

①　新品であること。

②　納入設置後、必要な設定等を行い、すぐに使用できる状態にすること。

③　納入後、機器の操作方法等について説明を行うこと。

④　納入機器のわかりやすい箇所に「契約業者の名称及び連絡先」を表示すること。

⑤　既存機器を回収し、適切に処理すること。

５．保守業務

（１）　保守業務期間

納入日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（２）　次年度以降の保守業務

次年度以降の保守業務については、当局で使用している複合機等をメーカーごとに取りまとめて一般競争入札を行う予定である。

（３）　保守業務内容

①　複合機等を正常な状態で使用できるように必要に応じて、技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備を行なうこと。なお、毎月のカウンタ数の確認方法

については、月末に現場担当者と日時調整のうえ行うこと。

② 複合機等が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。なお、故障の通報は閉庁日を除く日の午前９時から午後５時１５分までとし、通報から２時間以内に到着できるよう、技術員を配置すること。ただし、通報当日に到着できない場合は、担当者と相談のうえ翌日（閉庁日を除く）の午前１０時までに対応すること。

③ 複合機等の点検等及び正常回復の作業にあたっては、作業開始前及び作業終了時に担当者及び検査担当者に報告を行なうこと。なお、作業終了後には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検・整備等の内容、交換部品及び消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況等を記載した保守完了報告書（※任意様式）を提出すること。

④ 複合機等に必要なトナー等の消耗品（用紙・ステープルカートリッジ等を除く）は不足のないよう、速やかに供給を行なうこと。なお、不足により担当者からの要求で供給を行う場合は、休日を除き、２時間以内に供給すること。使用済トナー等については、担当者と調整を行い回収すること。

⑤ 月間使用予定枚数は別紙「仕様内容詳細①～②」のとおりである。しかし、この枚数はあくまでも見込であり、増減可能性あり。その場合にも了承し保守契約を結ぶこと。

⑥ 保守代金は、月末毎に取りまとめ、翌月１０日までに「官署支出官　沖縄労働局長」あてに請求するものとする。

６．その他留意事項

（１）作業において、施設及び既設機器等を毀損しないよう、また、火災等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため必要な安全対策をとり、必要に応じて養生を行うこと。万一事故等が発生した場合は、すべて落札業者の負担において原状回復及び修理を行うこと。

（２）作業従事者及び本契約業務に関わる者に対して業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

（３）本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。

（４）受注した業務の全部を第三者へ委託することはできないものとする。再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱う。

また、受注した業務の一部を再委託する場合は、再委託申請書を沖縄労働局へ提出し、その承認を受けなければならないものとする。

仕様内容詳細①

品目		モノクロ複合機
形式		コンソール（デスクトップ式でもオプションで対応可能であればよし）
解像度		600 dpi× 600 dpi（読み取り） 600 dpi× 600 dpi（書き込み） 以上
最大原稿サイズ		A3サイズ以上
複写サイズ		A3、A4 ※ハガキサイズ～不定形（A3以上）手差対応で可
ウォームアップタイム	主電源立ち上げ時	30秒以下
ファーストコピータイム(A4)		7.4秒以下
連続複写速度（A4）		35枚/分以上
連続複写枚数		999枚以上
給紙方式		トレイ4段以上（標準カセット2段＋オプションカセット2段でも可） + 手差しトレイ
標準給紙容量	合計	550 枚以上（手差以外合計）
	手差	120枚以上
メモリ容量		メモリー2GB以上 HDD：128GB以上 （各機能使用時に支障がない容量）
スキャナ機能	形式	カラースキャナー スキャニングが複合機側で操作できるもの
	原稿読取サイズ	コピー機仕様に準じる
	読み取り速度	コピー仕様に準じる（同等程度）
	解像度	100dpi～600dpi 程度は可能なもの
	出力フォーマット	PDF、TIFF、JPEG
	画像取込管理	USBで取り出し可能（USBポート装備）
プリンタ機能	形式	内蔵型
	プリントサイズ	コピー仕様に準じる
	連続プリント速度	コピー仕様に準じる
	解像度	1200dpi ×1200dpi以上
	対応プロトコル	TCP／IP
	インターフェイス	USB、1000Base-T／100Base-TX／10Base-T
	対応OS	Windows10以上
FAX機能	通信モード	G3対応
	送信原稿ｻｲｽﾞ	最大 A3 以上
	受信原稿ｻｲｽﾞ	A3 ～ A4
	宛先登録	100 件程度 （使用者で設定変更可能なもの 短縮ダイヤル等付）
	伝送時間	3 秒程度
ステイプル機能		あり【インナーフィニッシャー（コーナーステイプル）】
自動両面原稿送り装置		あり※収容可能枚数 250枚以上

その他	自動両面印刷、縮小拡大(各定形サイズ間拡大・縮小、ｽﾞｰﾑ25％以下～400％以上)、割付(集約印刷)、他基本機能	
	排出先を2つ以上に分けることができ、受信FAX排出口とその他を分けることが可能なもの	
	移動用キャスター装備	
電源	AC100V　10A以下　50/60Hz　共通	
最大消費電力	1.5kw 以下	
(トレイ等接続時・給紙トレイを伸ばした状態の占有サイズ)	幅　565 ㎜×奥　722　㎜　程度　（＊多少の調整可能。要確認）	
環境対策	グリーン購入法適合・エコマーク認定・国際エネルギースタープログラム適合	
数量／納品先	2台 (各所1台ずつ)	沖縄労働局　労働保険徴収室 那覇公共職業安定所　職業相談第二部門
納入日	令和8年12月28日（月）まで（可能な限り早期納品希望）	
※提案機種についてカタログ等を持参し、入札参加申し込みの最終日までに説明を行うこと		
※ 搬入設置後、必要な設定を行い、すぐに使用できる状態にすること。		
※入替えに係る機器、**ir-adv4545f、ir-adv6275**を回収し、適正に処理すること。また、廃棄証明書を**令和9年3月31日までに提出すること(期日厳守)。**		

１ヶ月間保守契約を締結する予定での金額を算出すること。

使用場所	月間使用予定枚数	備考
沖縄労働局　労働保険徴収室	モノクロ　2,498枚/月	月間使用予定枚数はあくまでも見込であり、増減がある場合も了承すること。
那覇公共職業安定所　職業相談第二部門	モノクロ　4,213枚/月	

※保守料金は製品カタログ等の料金以下であること。

※保守の方式はカウンター方式とし、基本料金の設定は認めない。

※控除枚数については、点検・修理等の際発生する不良コピー・テストコピー分の実枚数とすること。

※請求書については、使用枚数及び控除枚数を明記の上、控除後の枚数分を請求すること。

※1ヶ月間保守契約を締結する予定で算出してもらうが、実際には納入日から令和9年3月31日までの保守契約となることに留意すること。

※令和9年4月以降の保守については、別途入札又は随意契約にて決定する。

仕様内容詳細②

品目		カラー複合機
形式		コンソール（デスクトップ式でもオプションで対応可能であればよし）
解像度		600 dpi× 600 dpi（読み取り） 600 dpi× 600 dpi（書き込み） 以上
最大原稿サイズ		A3サイズ以上
複写サイズ		A3、A4 ※ハガキサイズ～不定形（A3以上）手差対応で可
ウォームアップタイム	主電源立ち上げ時	30秒以下
ファーストコピータイム(A4)		4.9秒以下
連続複写速度（A4）		50枚/分以上
連続複写枚数		999枚以上
給紙方式		トレイ4段以上（標準カセット2段＋オプションカセット2段でも可） + 手差しトレイ
標準給紙容量	合計	550 枚以上（手差以外合計）
	手差	120枚以上
メモリ容量		RAM6.0GB以上 SSD：256GB以上 （各機能使用時に支障がない容量）
スキャナ機能	形式	カラースキャナー スキャニングが複合機側で操作できるもの
	原稿読取サイズ	基本仕様に準じる
	読み取り速度	カラー：135枚/分、モノクロ：135枚/分（A4ヨコ、300dpi）
	解像度	100dpi～600dpi 程度は可能なもの
	出力フォーマット	PDF、TIFF、JPEG
	画像取込管理	USBで取り出し可能（USBポート装備）
プリンタ機能	形式	内蔵型
	プリントサイズ	コピー仕様に準じる
	連続プリント速度	コピー仕様に準じる
	解像度	1200dpi ×1200dpi以上
	対応プロトコル	TCP／IP
	インターフェイス	USB、1000Base-T／100Base-TX／10Base-T
	対応OS	Windows10以上
自動両面原稿送り装置		あり※収容可能枚数 250枚以上
その他		自動両面印刷、縮小拡大(各定形サイズ間拡大・縮小、ｽﾞｰﾑ25％以下～400％以上)、割付(集約印刷)、他基本機能
		排出先を2つ以上に分けることが可能なもの （インター2ウェイトレイ）
		第3コピートレイキット

電源	AC100V　15A以下　50/60Hz　共通	
最大消費電力	1.5kw 以下	
(トレイ等接続時・給紙トレイを伸ばした状態の占有サイズ)	幅　620 ㎜×奥　722　㎜　程度　（＊多少の調整可能。要確認）	
環境対策	グリーン購入法適合・エコマーク認定・国際エネルギースタープログラム適合	
数量／納品先	1台	那覇労働基準監督署
納入日	令和8年12月28日（月）まで（可能な限り早期納品希望）	
※提案機種についてカタログ等を持参し、入札参加申し込みの最終日までに説明を行うこと		
※ 搬入設置後、必要な設定を行い、すぐに使用できる状態にすること。		
※入替えに係る機器、ir-advc5250を回収し、適正に処理すること。また、廃棄証明書を**令和9年3月31日までに提出すること(期日厳守)。**		

１ヶ月間保守契約を締結する予定での金額を算出すること。

使用場所	月間使用予定枚数	備考
那覇労働基準監督署	モノクロ　3,305枚/月 カラーコピー　273枚/月 カラープリント　111枚/月	月間使用予定枚数はあくまでも見込であり、増減がある場合も了承すること。

※保守料金は製品カタログ等の料金以下であること。

※保守の方式はカウンター方式とし、基本料金の設定は認めない。

※控除枚数については、点検・修理等の際発生する不良コピー・テストコピー分の実枚数とすること。

※請求書については、使用枚数及び控除枚数を明記の上、控除後の枚数分を請求すること。

※1ヶ月間保守契約を締結する予定で算出してもらうが、実際には納入日から令和9年3月31日までの保守契約となることに留意すること。

※令和9年4月以降の保守については、別途入札又は随意契約にて決定する。